

建設工事の受注者 様

みよし市長 小野田 賢 治

(公 印 省 略)

「現場代理人の常駐義務の緩和について(通知)」の一部改正について(通知)

建設業法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第192号)により、「工事現場ごとに配置が求められる主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金の額」等が平成28年6月1日から引き上げられることとなりました。

つきましては、みよし市発注工事における現場代理人の常駐義務の緩和に係る取扱いについて、下記のとおり一部改正します。なお、本通知に伴い平成27年2月25日付け26み総第257号「現場代理人の常駐義務の緩和について(通知)」については廃止します。

記

1 現場代理人を兼務できる工事

次の条件をすべて満たす場合に工事現場に常駐しているものとして取扱い、現場代理人の複数の工事の兼務を認めます。

- (1) 兼務する工事が**みよし市の発注する工事**であること
- (2) 兼務する工事の**契約金額(税込)の合計が3,500万円**(建築一式工事の場合は7,000万円) **未満**であること

なお、「密接な関係のある2以上の工事」及び「一体性のある2以上の工事」は本通知の適用を受けることなく同一の現場代理人とすることができます。(「合算による諸経費調整をする工事」についても「密接な関係のある工事」とみなし、同一の現場代理人とすることができます。)

2 兼務できる工事の件数

兼務できる工事の件数は次に掲げるとおりとします。

- (1) 兼務するすべての工事が**契約金額500万円(建築一式工事の場合は1,500万円)未満**の工事である場合 **件数の制限なし**
- (2) 兼務する工事に**契約金額500万円(建築一式工事の場合は1,500万円)以上**の工事が含まれる場合 **3件まで兼務可能**

3 現場代理人を兼務させる場合の手続

受注者は、現場代理人を兼務させる場合には、**兼務期間の始期日から5日以内**に、新たに契約する工事担当課に「**現場代理人の兼務届**」を提出してください。

4 兼務させる場合の留意事項

- (1) 兼務する工事への常駐義務

現場代理人は、次のア～キに掲げる場合を除き、作業が行われている工事現場を同時に不在にすることはできません。(兼務する現場内のいずれかには必ず常駐することとしてください。)

ア 市又は関係機関との協議・打ち合わせ等

- イ 工事施工のため、やむを得ず工事現場を離れる場合
- ウ 法定休暇、労使協定又は就業規則の定めによる休暇及び傷病等による休暇の場合
- エ 研修を受講する場合
- オ 現場責任者会議（職長会議）等の会社が開催する会議に出席する場合
- カ 兼務する工事現場間を移動中の場合
- キ その他、市監督員の承認を受けたやむを得ない事情の場合

(2) 連絡員の設置

兼務で配置をした工事については、現場に常駐する者の中から連絡員を定めることとし、連絡員は不在の現場代理人に代わり現場の運営、取締りを行うほか、不測の事態が発生したときは、速やかに現場代理人に連絡し、指示をうけてください。なお連絡員については資格を問いません。（工事の主たる部分を下請負する業者の職長を連絡員とすることを可とします。）

(3) 連絡体制

現場代理人は、現場作業がおこなわれているときは、携帯電話等により**常時連絡が取れる状態を確保**し、市及び連絡員との連絡に支障をきたさないようにしてください。

(4) 安全管理

兼任配置としたことによる安全管理の不徹底に起因する事故等が起きることがないように、現場における安全管理にはよりいっそう配慮することとし、現場作業が行われているときは、**兼務するすべての現場に1日に1回以上出向き**、現場代理人として必要な職務を行い、記録をしてください。

(5) 営業所の専任技術者との兼務について

営業所の専任技術者（建設業法第7条第2項に定められている、建設業の許可の要件として、営業所ごとに置かなければならない専任の技術者）**と現場代理人の兼務は認めません。**

(6) 主任技術者との兼務について

同一工事における現場代理人と主任技術者（監理技術者）との兼務は可能です。

また、みよし市発注の専任義務のない工事（契約金額が3,500万円（建築一式工事においては7,000万円）未満の工事）の主任技術者との兼務も可とします。

5 現場代理人の兼務の解除について

次のいずれかに該当した場合、市は現場代理人の兼務配置の解除を命じることができるものとします。

- (1) 兼務する工事の工事現場において、作業事故が発生した場合
- (2) 兼務する工事の工事現場において、苦情が頻繁に発生し、苦情の原因が施工管理体制の不備であると市が判断した場合
- (3) 特別な理由がなく、工事施工中の現場のいずれにも常駐していない場合
- (4) 特別な理由がなく、工事施工中の現場に1日に1回も出向いていない場合

6 適用時期

本通知は、平成28年6月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用します。

なお、適用日前に契約した工事の現場代理人についても、兼務の要件に適合する場合は、本通知の適用により新規工事の現場代理人となることができます。